

出納長専用車の私的使用を違法・不当として
その使用に要した経費の返還を求める住民監査請求の監査結果

東京都監査委員 榊 山 たかし
同 土 屋 たかゆき
同 三 栖 賢 治
同 筆 谷 勇

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求の提出

平成18年4月25日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 要旨

(ア) 請求人が、幸田出納長（以下「現出納長」という。）の公用車運転日誌を調べたところ、以下の日時に公用車を使用している。

年	月 日	本件出発地	到着時間	出発時間	待機時間	帰宅時間
17	7月5日	千代田区	午後8時00分	午前1時50分	5時間50分	午前2時30分
17	8月12日	千代田区	午後7時10分	午前0時00分	4時間50分	午前0時40分
17	9月2日	中央区	午後8時50分	午前3時25分	6時間35分	午前4時00分
17	9月9日	中央区	午後8時35分	午前0時20分	3時間45分	午前1時00分
17	11月8日	千代田区	午後6時30分	午後11時40分	5時間10分	午前0時10分
17	11月29日	千代田区	午後9時50分	午前0時00分	2時間10分	午前0時30分
18	1月5日	千代田区	午後7時40分	午前0時00分	4時間20分	午前0時30分

(イ) 公用車の使用は公務でなければならない。

(ウ) しかし、現出納長は、本件公用車を千代田区、中央区の出先に深夜まで長時間待機させ、その後帰宅しているものであり、社会通念から見て公務と認められない時間に使用しており、本件公用車使用は、現出納長の私的なものであり、不当利得に当たると考える。

イ 賠償請求額及び計算方法

公用車の維持費、ガソリン代、人件費等の計算が正確にできないため、請求額は金350,000円とする。

$$50,000\text{円}/\text{日} \times 7\text{日} = 350,000\text{円}$$

(2) 措置請求

自らの負担で返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

現出納長による平成17年7月5日、同年8月12日、同年9月2日、同月9日、平成17年11月8日、同月29日及び平成18年1月5日の専用車使用にかかる経費の支出を対象とした。

2 監査対象局等

財務局を対象とした。

また、現出納長、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社（以下「MXテレビ」という。）幹部、知事本局理事、東京オリンピック招致本部企画部長（前知事本局政策部長。以下「前知事本局政策部長」という。）、生活文化局長、元出版社幹部（以下「出版関係者」という。）、千代田区内の印刷・出版社経営者（以下「印刷・出版

社経営者」という。)、千代田区内のイタリアンレストラン経営者(以下「レストラン経営者」という。))及び出納長室に対し、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行う旨の申出があったが、陳述の聴取を予定していた当日、請求人が陳述に現れなかったため、実施しなかった。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

また、平成18年6月1日に、財務局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 出納長専用車について

ア 出納長は、乗用車を専用するものとされ(東京都自動車の管理等に関する規則(昭和39年東京都規則第92号。以下「本件管理規則」という。))第8条第1項)、専用の乗用車(以下「出納長専用車」という。))が配車されている。

イ 専用車については、使用時間(本件管理規則第9条)、使用手続(本件管理規則第11条)及び使用終了報告(本件管理規則第12条)の各規定の適用が除外されている。

ウ 運転者は、毎日の運転状況を運転日誌に記載することとされ、(本件管理規則第13条第1項)、運転日誌が作成されている。

(2) 運転日誌について

現出納長の平成17年7月5日、同年8月12日、同年9月2日、同月9日、平成17年11月8日、同月29日及び平成18年1月5日における出納長専用車の使用については、次の表のとおりである。

日 付	時 間	経 路
平成17年 7月 5日	午後7時35分から 午後8時00分まで	都庁～千代田区
	午前1時50分から 午前2時35分まで	千代田区～出納長宅～車庫
平成17年 8月12日	午後6時40分から 午後7時10分まで	都庁～千代田区
	午前0時00分から 午前1時40分まで	千代田区～出納長宅～車庫
平成17年 9月 2日	午後5時30分から 午後8時50分まで	都庁～千代田区～中央区
	午前3時25分から 午前5時10分まで	中央区～出納長宅～車庫
平成17年 9月 9日	午後4時50分から 午後8時35分まで	都庁～港区～千代田区
	午前0時20分から 午前2時10分まで	千代田区～出納長宅～車庫
平成17年 11月 8日	午後6時10分から 午後6時30分まで	都庁～千代田区
	午後11時40分から 午前0時50分まで	千代田区～出納長宅～都庁
平成17年 11月29日	午後9時30分から 午後9時50分まで	都庁～千代田区
	午前0時00分から 午前1時10分まで	千代田区～出納長宅～都庁
平成18年 1月 5日	午後7時15分から 午後7時40分まで	都庁～千代田区
	午前0時00分から 午前1時10分まで	千代田区～出納長宅～都庁

2 監査対象局の説明

(1) 出納長専用車の趣旨について

出納長は、都の会計事務をつかさどるだけでなく、都の重要な政策決定を行う政策会議の構成員であるとともに、災害対策本部副本部長でもあるなど、特別職として幅広く都政全般にわたり知事を補佐するという重要な職責を担っている。

都政において重要な職責を担う出納長がその職責を全うするために、各所への

移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から、本件管理規則第8条第1項に基づき出納長専用車を制度化している。これは危機管理の一環でもある。

(2) 専用車と他の公用車との違いについて

専用車については、他の公用車とは異なり使用時間や使用手続などについて本件管理規則上特段の定めがない(本件管理規則第9条)。また、個々の使い方については、それぞれのケースに応じて本人が判断すべきこととしており、使用基準についても特段の定めを行っていないが、重要な職責を担う者がその職責を全うするために、緊急時等において迅速かつ適切な行動が取れるよう、使用することが前提とされている。

(3) 運行手続について

ア 専属運転手については、出納長就任時に財務局経理部輸送課で決定する。

イ 専属運転手は、出納長の指示に従い、出納長専用車を運行する。

ウ 運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

(4) 本件監査請求に関する事実関係について

ア 平成17年7月5日(火曜日)

午後7時35分頃に都庁を出発し、午後8時頃、千代田区神田美土代町で現出納長が降車した。翌日午前1時50分頃に同地点で現出納長が乗車し、午前2時30分頃、自宅に送った後、帰庫した。

イ 平成17年8月12日(金曜日)

午後6時40分頃に都庁を出発し、午後7時10分頃、千代田区神田美土代町で現出納長が降車した。翌日午前0時頃に同地点で現出納長が乗車し、午前0時40分頃、自宅に送った後、帰庫した。

ウ 平成17年9月2日(金曜日)

午後5時30分頃に都庁を出発し、午後6時頃、千代田区六番町で現出納長が降車した。午後8時30分頃に同地点で現出納長が乗車し、午後8時50分頃、中央区銀座七丁目で降車した。翌日午前3時25分頃に同地点で現出納長が乗車し、午前4時頃、自宅に送った後、帰庫した。

エ 平成17年9月9日(金曜日)

午後4時50分頃に都庁を出発し、午後5時20分頃、千代田区紀尾井町で現出納長が降車した。午後8時20分頃に同地点で現出納長が乗車し、午後8

時 35分頃、千代田区神田美土代町で降車した。翌日午前0時20分頃に同地点で現出納長が乗車し、午前1時頃、自宅に送った後、帰庫した。

オ 平成17年11月8日（火曜日）

午後6時10分頃に都庁を出発し、午後6時30分頃、千代田区麴町一丁目で現出納長が降車した。午後11時40分頃に同地点で現出納長が乗車し、翌日午前0時10分頃、自宅に送った後、帰庫した。

カ 平成17年11月29日（火曜日）

午後9時30分頃に都庁を出発し、午後9時50分頃、千代田区九段北一丁目で現出納長が降車した。翌日午前0時頃に同地点で現出納長が乗車し、午前0時30分頃、自宅に送った後、帰庫した。

キ 平成18年1月5日（木曜日）

午後7時15分頃に都庁を出発し、午後7時40分頃、千代田区神田美土代町で現出納長が降車した。翌日午前0時頃に同地点で現出納長が乗車し、午前0時30分頃、自宅に送った後、帰庫した。

(5) 本件監査請求について

出納長専用車は、都政において重要な職責を担う出納長がその職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があることから、本件管理規則により専用すべく措置された公用車であり、自宅との送迎を含めて運行している。

本件請求における出納長専用車の使用については、現出納長の判断のもとに運行されていること、及び、職務を円滑に遂行するうえで必要となる庁外での意見交換のためのものであり、現出納長がその職責を全うする上で必要であると認められる。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

(6) 今後の対応について

財務局としては、今後とも、本件管理規則に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

3 関係人調査

(1) 平成17年7月5日及び同年8月12日の出納長専用車の使用について、関係人調査を行った現出納長及びMXテレビ幹部から、次のような説明があった。

ア 平成17年7月5日の出納長専用車の使用について

(ア) 現出納長からの説明

都政の課題の一つである臨海開発関連の第三セクターの経営のあり方等について、臨海部の企業の意見を聞きたいと思い、旧知のMXテレビ幹部と懇談することとした。MXテレビは過去に派遣されていたこともある企業であり、当該幹部は元部下である。

当日は、午後8時頃から、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、MXテレビ幹部と会い、臨海部に営業部門を持っている各社とクライアントに近接した都心地域に営業部門を持つ他社との競争等について意見交換した。

臨海部における様々な事業の状況等について議論が尽きず、午前0時頃にまで及んだ。MXテレビ幹部が退席した後、神田法人会のメンバーである当店の経営者と地元の中小企業の経営状況等について、午前1時過ぎまで懇談した。

(イ) MXテレビ幹部からの説明

当日は、午後8時頃から、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、現出納長と会った。

その席では、平成17年9月にMXテレビの総務・営業部門がテレコムセンタービルから麴町に移転することで時間及び経費の面でメリットがあることや、臨海エリアの現状とその問題点等について意見交換したと思う。

議論が尽きず、意見交換は長時間に及び、午前0時前に退席した。

イ 平成17年8月12日の出納長専用車の使用について

(ア) 現出納長からの説明

上記アにおいて、臨海開発関連の第三セクターが所有するテレコムセンタービルからMXテレビが移転することになるとの話があったため、臨海部にある企業の経営上の問題点等について引き続き意見を聞きたいと思い、旧知のMXテレビ幹部と懇談することとした。

当日は、午後7時頃から、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、MXテレビ幹部と会い、意見交換を行った。

テナントが次々に撤退している状況にあって、今後、臨海部のデメリットを打ち消し、メリットとして生かせるような業態・業種に焦点を絞った営業活動が、テレコムセンタービルには必要であると考え、そのことについて意見交換した。

また、テレビ放送局にとって大きな課題である地上波デジタル放送の開始

が地方局に与える影響や多摩・島しょ地域のデジタル化における情報格差発生
の懸念等について意見交換した。

地上波デジタル化対応の経済的負担増等について議論が尽きず、午前0時
頃まで懇談した。

(イ) MXテレビ幹部からの説明

当日は、午後7時頃から、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、
現出納長と会った。

その席では、テレコムセンタービルの課題のほか、日本のニュースを海外
に配信することの重要性やメディア買収、地上波デジタル放送開始に向けて
のMXテレビの課題等について話題となり、意見交換したと思う。

議論が尽きず、意見交換は長時間に及び、午前0時前に退席した。

(2) 平成17年9月2日の出納長専用車の使用について、関係人調査を行った現出
納長、知事本局理事及び前知事本局政策部長から、次のような説明があった。

ア 現出納長からの説明

千代田区の麴町で開催された福祉保健局の歴代局長会に参加した後、午後8
時半頃、かねてから意見交換をしたいとの申入れを受けていたマスコミ関係者
(以下、このマスコミ関係者を「A氏」という。)から連絡を受け、指定された
四ツ谷駅近くの場所で、知事本局理事、前知事本局政策部長及びA氏と合流し、
中央区内の飲食店に移動した。

その席で、当該理事及び部長とともに、A氏から、都政への苦言を聞き、国
政の動き等について情報収集を行った。

午前0時前後になって当該理事は帰宅したが、その後、他のマスコミ関係者
(以下、このマスコミ関係者を「B氏」という。)が合流した。

B氏からは、都には総合的な長期計画がなく重点的な政策展開に頼りすぎて
いるなどの都政に関するかなり批判的な意見が出された。それに対して、都政
に対する正しい認識を持ってもらうため、都政の現状や都としての考え方の説
明を行った。議論が尽きず、午前3時頃にまで及んだ。

その後、当該部長を自宅まで送ってから帰宅した。

イ 知事本局理事からの説明

旧知のA氏から、この日の夜に意見交換したいとの連絡が、その一週間ほど
前であった。A氏によれば、現出納長も都合が付けば参加するとのことであっ
た。マスコミの関係者と情報交換することは必要であり、また、面識はなかつ

たが、現出納長との会合も意義あるものと考え、A氏と会うこととした。

当日は、午後7時頃、四谷の飲食店でA氏と会い、当時問題となっていた車体利用広告について意見交換した。私は以前、屋外広告物を所管する市街地建築部長の職にあった。

午後7時半頃に、前知事本局政策部長が合流し、この広告に関する話題のほか、広く都政全般について意見交換を行った。

その後、現出納長が合流した。A氏から、これからマスコミ幹部（B氏）と会うことになっているが一緒にどうか、と誘われ、同行することとし、現出納長、前知事本局政策部長及びA氏とともに4名で中央区内の飲食店に移動した。

この席では、4名で都政について幅広く意見交換をしたと思うが、詳細は記憶していない。

結局B氏とは話さないまま、翌日の予定があるため、午後11時前後には退席した。

ウ 前知事本局政策部長からの説明

A氏から、この日の夕方連絡があり、今晚、知事本局の理事が参加する会合があるので、同席しないか、との誘いがあった。

当時、私は政策部長の職にあり、報道機関に対する都側の窓口として、日頃からマスコミ関係者との情報交換を大事にしており、また、特にA氏は、人脈が広く、情報も豊富であるため、急な話ではあったが参加することとした。

当夜は、午後7時半頃、A氏との会合場所である四ツ谷駅近くの飲食店に向いたが、そこではA氏と知事本局理事とが既に意見交換を行っていた。

その席に加わり意見交換を行っていると、A氏から、この後、マスコミ幹部のB氏と会う予定があるが、現出納長も来ることになったので、一緒に参加しないか、と言われ、翌日の自分の予定が気にはなったものの、そんなに遅くなることはないだろうと考え、参加することとした。

午後8時半頃、現出納長とこの飲食店で合流し、現出納長の車に、現出納長、知事本局理事、A氏及び私の4名が乗り、中央区内の飲食店に移動した。

ここで、4名で幅広く都政について意見交換しながらB氏を待ったが、B氏はなかなか現れず、午後11時頃、知事本局理事は退席した。

その後、午前0時頃に、ようやくB氏と合流し、意見交換を行った。B氏の所属する社は、以前から都政に批判的な記事を書くことがあり、B氏からは、「ババア」、「三国人」、「フランス語は数を数えられない」等の知事発言に対す

る批判のほか、都政には長期計画がなく場当たりの都政運営である等の批判がなされた。

これらの批判に対し、都の幹部職員として十分な説明をする必要があると考え、現出納長とともに反論し、都政を理解してもらえよう議論を続けた。

議論は午前2時頃まで続き、B氏は退席したが、A氏の強い意向もあり、その後更に1時間ほど、A氏と意見交換を続け、午前3時過ぎに帰宅することとなった。

その際、帰路が現出納長宅と同方向だったため、出納長専用車に同乗させてもらい帰宅した。

そもそもこのように遅くなるとは考えていなかったが、相手との関係や議論の経過から、こちらから退席するわけにもいかず、このような時間となってしまった。

(3) 平成17年9月9日の出納長専用車の使用について、関係人調査を行った現出納長及び生活文化局長から、次のような説明があった。

ア 現出納長からの説明

当日は、港区内で開催された私学関係者の藍綬褒章受章祝賀会に参加した。私は以前、私学教育を所管していた総務局学事部長の職にあり、私学振興は都政の重要課題の一つでもあることから、積極的に意見交換を行った。その際、同席した生活文化局長に、さらに詳しく私学の経営状況について教えて欲しいと申し入れ、午後8時半頃、千代田区内のイタリアンレストランに移動した。その後、生活文化局長は少し遅れて到着した。

その席では、各学校が校風や伝統を生かした経営打開策を検討している状況における、今後の私学経営の課題や私学助成のあり方等について意見交換した。

私学行政について議論が尽きず、午後11時近くまで時間を要した。生活文化局長が退席した後、神田法人会のメンバーである当店の経営者と地元の中小企業の経営状況等について午前0時頃まで懇談した。

イ 生活文化局長からの説明

当日、港区内で開催された私学関係者の藍綬褒章受章祝賀会に出席した際、同席した現出納長から、私学関係については所管が総務局から生活文化局に移るなど状況が変わっているのので、詳しく話を聞きたい旨申し入れがあった。

双方とも、日中は公務多忙につき、まとまった時間が取れないため、これを好機と考え、場所を移動して意見交換することとし、午後8時半頃、千代田区

内のイタリアンレストランに到着した。

その席で、現出納長から私学の経営状況について聞かれたので、生徒数減少の中で、各校にあっては、校風や伝統を生かした必死の経営努力をしている状況を説明した。

このほか、私学行政全般にわたって幅広く意見交換、情勢分析を行い、午後11時近くに退席した。

(4) 平成17年11月8日の出納長専用車の使用について、関係人調査を行った現出納長及び出版関係者から、次のような説明があった。

ア 現出納長からの説明

MXテレビのOB会が千代田区内で開催され、OBの一人として参加し、その後、出席者数名とともに、隣接ビルの喫茶室に移動した。

その席で、元通信社幹部及び出版関係者と、各業界の経営環境や事業のスリム化、系列化の動向等について意見交換した。

特に、地上波デジタル放送の導入過程における各テレビ局への影響の程度、活字離れの一層の進展に伴う出版物発行部数や新聞購読者数の激減等について議論が尽きず、午後11時過ぎまでとなった。

イ 出版関係者からの説明

千代田区内で当日開催されたMXテレビのOB会に参加した後、OB会の出席者数名で、隣接するホテルのラウンジに移動した。出席者は、現出納長と元通信社幹部のほかに5、6名が同席していたと思う。

その席で、私からは、出版業界や放送業界の課題、問題点等について話したと記憶している。

出版業界における課題としては、週刊誌等の雑誌の実売部数が長期低落傾向にあること、週刊誌、新聞等における若者の活字離れが想像以上であること、コンビニエンスストアでは、地方自治体の青少年に対する条例によって、週刊誌等の雑誌の内容に厳しい規制がなされてきていることについて話をした。

また、放送業界については、多メディア、多チャンネル化の進展に伴い、スポンサー、広告主の獲得が従来と異なり容易ではないこと、厳しい視聴率競争によって放送番組の内容の低下が顕著であることも話題となった。

民間では、幅広く同業他社、異業種などと情報や意見の交換を図ることは一般的である。

現出納長は、多方面に興味を持って職務に取り組んでいるようで、こうした

機会に幅広く意見や情報を交換することを重視し、大切にしているのだと思った。

出席者同士で話題、議論は尽きず、午後11時半頃までとなった。

(5) 平成17年11月29日の出納長専用車の使用について、関係人調査を行った現出納長及び印刷・出版社経営者から、次のような説明があった。

ア 現出納長からの説明

当日は、千代田区内の旧知の印刷・出版社経営者から、相談の申入れがあったため、午後9時半頃退庁し、千代田区内の中華料理店において懇談した。

相談の内容は、富士山を世界遺産にしようとしている団体等の活動を応援するために、「富士山を世界遺産に」というメッセージを広告板、ラップ、シールに印刷したものを、各企業に購入して保有する車両に貼ってもらい、都民に呼びかけるというものである。その収益は当該団体等に寄付しようと考えているが、そうした広告物を申請することが東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）上可能かどうかとのことであった。そのため、担当する部署を紹介した。

開始の時間が遅かったため、懇談は午前0時頃に及んだ。

イ 印刷・出版社経営者からの説明

私は、趣味として休日は富士山の撮影に没頭するなど、日本を代表する富士山の素晴らしさを強く認識しており、世界遺産に登録することが是非とも必要であると考えている。

そのための活動をしている団体の支援策として、車両広告の活用を考案した。具体的には、当該活動に関する車貼付用のステッカーを作成し、広告料を得ることで収益を上げ、その収益を活動に寄付するというものである。

車両広告が都条例で厳しく規制されている中で、許可を得るための方策について、旧知の現出納長に相談を申し入れた。

平成17年11月29日の夜遅くであれば時間が取れるとの連絡があったため、地元中華料理店で会うこととした。

当日、現出納長は、午後10時頃到着した。

その席で、現出納長に当該活動の意義について理解してもらい、関係部署を紹介してもらった。

久しぶりに会ったこともあり、この件を含め、1時間半から2時間ほど、幅広く意見交換し、午前0時近くになった。

なお、紹介部署に相談した結果、この車両広告の活用は現状では困難との回答を得た。

(6) 平成18年1月5日の出納長専用車の使用について、関係人調査を行った現出納長及びレストラン経営者から、次のような説明があった。

ア 現出納長からの説明

都の特別職として、都内経済、特にその活力の源泉である中小企業の状況については、常に最新であり、また真実である情報を知りたいと考えている。中小企業の経営者はアイデアが豊富であり、行政にも生かすうる鮮度の高い情報を提供してくれることが多い。そのため、中小企業の経営者の生の声を聞くことは、何よりも重要であると考えている。

そこで当日は、庁内で行われた東京都労働組合連合会の旗開きに参加した後、平素交流のある神田法人会の主要メンバーと新年の挨拶や意見交換をするため、午後8時前頃、神田法人会の主要メンバーのひとりが経営するイタリアンレストランを訪れた。

この飲食店は、日頃から、企業や商店街組合等の団体の会合に利用されることが多い。また、その経営者が神田法人会の主要メンバーであることもあって、地域の声や実体経済の動向、再開発等のまちづくりの情報等を聞くことができる。

この席で、レストラン経営者から、最近の景気の実感や中小企業の経営実態等についての様々な情報を得た。また特に、秋葉原における新たな営業形態の出現やその老舗商店街への影響等についての貴重な情報も得た。

話題が尽きず、午前0時頃にまで及んだ。

イ レストラン経営者からの説明

当日、現出納長から年始の挨拶に寄りたい旨の連絡があり、午後8時頃、現出納長が来店した。

当日は、周囲の企業が本格的に業務を開始していないため、客が少なく、早くから店を閉めていた。

この席で、現出納長と、秋葉原の再開発やそれによる当店への影響、食の安全、若者問題等、多方面の話題について意見交換を行った。

議論が尽きず、午前0時頃にまで及んだ。

私は、神田法人会の会報に毎回レシピを掲載しており、その関係で、同法人会のメンバーがよく来店する。また、当店名は、日本経営合理化協会の理事長

に命名してもらった経緯もあり、同協会が開催するセミナー参加企業等、様々な人が来店する。

神田法人会のメンバーを始め、地元の人たちとは、午後10時に閉店してから、地域の課題等について意見交換を行ってきており、現出納長との意見交換も、同様に閉店後となる。

現出納長は、幅広い知識と経験に加え、旺盛な好奇心や探求心に富んでいるため、話題が大変豊富である。また、千代田区に以前在職していたことから、地元の知り合いも多く、時間を忘れて談論風発という状況も多々あった。私たちとしても、地域の状況や中小企業の状況等を都幹部に伝える好機と考え、現出納長来店の際は、積極的に意見交換している。

そのため、当日以外でも、現出納長が来店した時は、同行の人が退席した後に、私も含め、地元の人たちとの意見交換に及ぶこともあり、結果として帰宅時間が遅くなったものと考えている。

(7) 出納長専用車の使用について、出納長室から、次のような説明があった。

特別職である出納長には、制度上、勤務場所、勤務時間等の制限はなく、また、その職責は会計事務に止まらず、幅広く都政全般にわたって、知事を補佐する役割があると認識している。

この職責を果たすために、直に、都民や専門家の意見を聞き、あるいは、都民等と都の政策や課題について話し合うことは、貴重な機会であるとともに、必要な手段であると考えており、こうした会合に公用車を使用することは正当であるとする。

4 判 断

本件請求において請求人は、現出納長が公用車を出先に深夜まで長時間待機させ、その後に帰宅しているのは、社会通念から見て公務とは認められず、公用車を私的に使用しているものであり、そのため当該経費の支出は違法・不当であると主張し、その返還を求めているものと解される。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査の結果に基づき、次のように判断する。

(1) 出納長専用車の趣旨について

ア 出納長には、本件管理規則第8条第1項に基づき出納長専用車が制度化されている。その趣旨として、出納長は都の会計事務をつかさどる（法第170条

第1項)だけでなく、特別職として幅広く都政全般にわたり知事を補佐するという重要な職責を担っており、その職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡が取れるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から制度化するとともに、これは危機管理の一環でもあるとする監査対象局の主張については、出納長の職責の重さや危機管理の重要性に鑑み、理解できる。

イ 出納長専用車を含む専用車は、職務の遂行に資するとともに危機管理の一環としても運行されており、使用を前提とし、個々の使用については専用する本人が判断すべきこととされているとする監査対象局の説明がなされた。専用車の使用に当たっては、その妥当性について社会通念に照らして判断されていると考えられることから、専用車は、社会通念上差し控えるべき場合を除き、使用が前提となっているものと解される。

(2) 平成17年7月5日、同年8月12日、同年9月2日、同月9日、平成17年11月8日、同月29日及び平成18年1月5日の現出納長による専用車使用について、関係人調査における現出納長、MXテレビ幹部、知事本局理事、前知事本局政策部長、生活文化局長、出版関係者、印刷・出版社経営者及びレストラン経営者からの事実関係に関する主張は次のとおりである。

ア 平成17年7月5日

現出納長が、都政の課題の一つである臨海開発関連の第三セクターの経営のあり方等について、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、旧知のMXテレビ幹部と午前0時頃まで意見交換したものである。

また、同幹部退席後は、レストラン経営者と引き続き1時間余り意見交換を行ったものである。

イ 平成17年8月12日

現出納長が、上記アにおいて、MXテレビがテレコムセンタービルから移転するという話があったため、臨海部にある企業の経営上の問題点等について、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、旧知のMXテレビ幹部と午前0時頃まで意見交換したものである。

ウ 平成17年9月2日

現出納長が、マスコミ関係者のA氏から意見交換の申入れを受け、知事本局理事及び前知事本局政策部長とともに、中央区内の飲食店において、都政について幅広く意見交換したものである。さらに、この意見交換にマスコミ幹部の

B氏が合流することとなったが、B氏の到着が大幅に遅れて深夜になり、それから知事発言や都政運営等に関して激論が続いたため、未明に及んだものである。

エ 平成17年9月9日

港区内で開催された会合の後、現出納長が、都政の課題の一つである私学行政等について、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、私学行政を所管する生活文化局長と午後11時頃まで意見交換したものである。

また、同局長退席後は、レストラン経営者と引き続き1時間余り意見交換を行ったものである。

オ 平成17年11月8日

千代田区内で開催された会合の後、現出納長が、出版業界や放送業界の経営環境等の課題について、隣接するホテルのラウンジにおいて、出版関係者等と午後11時半頃まで意見交換したものである。

カ 平成17年11月29日

現出納長が、印刷・出版社経営者から車両広告に関する相談を受け、千代田区内の中華料理店において、車両に貼るステッカーに関する許可と規制等について意見交換したものであり、開始の時間が遅かったため、午前0時頃に及んだものである。

キ 平成18年1月5日

現出納長が、新年の挨拶を兼ねて、地域の声や再開発等のまちづくりの情報等について、千代田区内のイタリアンレストランにおいて、午前0時頃まで神田法人会の主要メンバーである同店の経営者から情報収集し、意見交換したものである。

(3) 上記7件の出納長専用車の使用について

本件は、現出納長が、4(2)のとおり、職務上知り合った、又は、職務上関わりのあるMXテレビ幹部、マスコミ関係者、生活文化局長、出版関係者、印刷・出版社経営者、レストラン経営者等からの相談や呼びかけに応じ、又はこれらの者に呼びかけて情報収集や意見交換等を行い、結果として長時間に及んだというものである。また、意見交換等の相手方に対しても調査を行ったが、その説明は、現出納長の説明と相互に符合しているものと認められる。

出納長は都の特別職であって、会計事務に止まらず、幅広く都政全般にわたって知事を補佐する職責を有し、この職責を果たすために、直に都民等の意見を聞

いたり、都民等と都の政策や課題について話し合うことは、貴重な機会であるとともに、必要な手段であるとする出納長室の説明は、理解できる。

したがって、都の特別職として、都政運営に資するために、様々な機会を捉えて情報収集や意見交換等を行い、本件のように、結果として長時間に及び、深夜にわたったとしても、そのことのみをもって、専用車使用の趣旨を逸脱したとまでは認められない。

よって、現出納長の本件に関する専用車の使用については、違法・不当であるとはいえない。

ところで、現出納長が様々な関係者と交流し、幅広く情報収集や意見交換等を行うことが、都政運営に資するとしても、意見交換等が時として深夜に及び、特に本件9月2日のように、専用車を待機させたまま未明にまで至るということは、行政として配慮が必要なマスコミへの対応という、遅くなる特段の事情があったとはいえ、都民感覚からすれば、理解しがたい面があることは否定できない。

専用車は、使用する者の判断に基づいて運行されるものであり、使用する者には、常に適切な判断が求められているとの自覚が不可欠であることから、別項のとおり意見を付する。

5 結 論

(1) 結論

現出納長による本件専用車の使用は、職務又は社会通念上認められる範囲を逸脱したとまでは認められない。

したがって、現出納長による専用車の使用が、私的使用に当たり、専用車にかかる経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

(2) 意見

専用車は、使用する者の判断に基づいて運行される。このため、専用車を使用する者には、常に適切な判断が求められているとの自覚が不可欠であり、使用に当たり、いやしくも都民に疑義を抱かれることのないよう努められたい。

資料（東京都職員措置請求書等）

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

1 要旨

請求人が幸田出納長の公用車運転日誌を調べたところ、以下の日時に公用車を使用している。

公用車の使用は公務でなければならない。しかし、幸田出納長は本件公用車を中央区・千代田区の出先に深夜まで長時間待機させ、その後帰宅しているものあり、社会通念から見て公務と認められない時間に使用しており、本件公用車使用は幸田出納長の私的なものであり不当利得に当たると考える。

よって、自ら負担で返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める。

年	月日	本件出発地	到着時間	出発時間	待機時間	帰宅時間
17	9月2日	中央区	20時50分	27時25分	6時間35分	28時00分
17	9月9日	中央区	20時35分	24時20分	3時間45分	25時00分
17	7月5日	千代田区	20時00分	25時50分	5時間50分	26時30分
17	8月12日	千代田区	19時10分	24時00分	4時間50分	24時40分
17	11月8日	千代田区	18時30分	23時40分	5時間10分	24時10分
17	11月29日	千代田区	21時50分	24時00分	2時間10分	24時30分
18	1月5日	千代田区	19時40分	24時00分	4時間20分	24時30分

2 賠償請求額、及び計算方法

公用車の維持費、ガソリン代、人件費等の計算が正確に出来ない為、

$$1 \text{ 日} / 50,000 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} = 350,000 \text{ 円}$$

請求額は金 350,000 円とする。

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

平成 17 年 9 月 2 日付等の庁有者運転日誌の写し